

第76号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1の18の項中「島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業就業者確保育成センター」を「漁業協同組合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。